

かみす社協ニュース

発行 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会事務局 (神栖市溝口1746-1) TEL 0299-93-0294(代表) FAX 0299-92-8750(代表)
ホームページ <http://www.kamisushakyo.com> メールアドレス mail@kamisushakyo.com

神栖市社会福祉協議会正職員を募集しています

“ひとりの問題”をみんなの問題として捉え、医療・保健・福祉・行政の関係機関と連携しながら解決の手立てを導き出していくソーシャルワーカー(福祉活動専門員)として働いてみませんか。社会福祉士・精神保健福祉士国家資格取得の支援もありますので、市内唯一の福祉総合相談組織の専門職として一緒に活動しましょう。

採用予定人数・採用日

- A) 大卒・社会人経験者 1名程度、 B) 大学卒業者(卒業見込み含) 1名程度
- ※令和3年12月1日採用予定 ※令和4年 4月1日採用予定

申込受付期間……………令和3年9月21日(火)～10月8日(金)

(A・B共通) ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受付します。

応募要件……………1991(平成3)年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学(短期大学除く)を卒業した方で普通自動車運転免許を有する人、社会福祉活動に理解と熱意を有する方
(A・B共通) ※Bについては令和4年3月卒業見込みを含みます

採用試験日程……………第1次試験(筆記)：令和3年10月24日(日) ※1次試験実施前に書類選考をします
(A・B共通) 第2次試験(面接)：令和3年11月 7日(日) ※1次試験合格者のみ

受付・問い合わせ…神栖市社会福祉協議会 神栖本所
〒314-0121 神栖市溝口1746-1 神栖市保健・福社会館内
電話：0299-93-0294 担当：相良(さがら)、奥村

※詳細は、神栖市社協ホームページ(<http://www.kamisushakyo.com>)でご確認ください。

社協は福祉の総合相談窓口です

社協は福祉の総合相談窓口として、高齢者・障害者・子ども・ひきこもり…どんな相談でも、行政、施設、病院、学校など各種関係団体とも連携しながら、課題の解決に向けて一緒に考えていきます。また、以下の専門相談もお受けします。



- ・ **こころの相談室**…不眠や気分の落ち込みなど、心の問題を抱えている方やご家族からの相談をお受けします。
- ・ **生活困窮者自立支援事業**…生活困窮による生活全般の困りごとの相談をお受けします。
- ・ **福祉後見サポートセンターかみす**…成年後見制度の申し立てに関する相談をお受けします。
- ・ **障害者地域生活支援センター**…サービス利用や社会参加など、障害がある方やご家族からの相談をお受けします。
- ・ **ボランティアセンター**…ボランティア活動に関する相談、情報提供、アドバイスなどを行っています。

窓口や電話だけでなく、必要によりご自宅を訪問(コロナウイルスの状況によっては訪問を控えさせていただく場合があります)して各種制度や福祉サービスの利用に関わる援助・調整等を行います。ご相談は無料です。下記までお問合せください。

問合先：神栖市社会福祉協議会 神栖本所 電話0299-93-0294 波崎支所 電話0479-48-0294

税理士法人 タックス・イバラキ <栗林会計事務所>

〒314-0116 神栖市奥野谷2031
TEL (0299) 96-0767 営業時間 9:00~17:30
URL <http://www.tax-ibaraki.com>

税理士法人タックス・イバラキはTKC全国会員です。

頑張る経営応援します！

タックス・イバラキの3つの特徴

特徴① 毎月貴社を訪問して月次決算情報を提供します。

特徴② 未来会計情報(次期予算や中間計画の策定)を提供します。

特徴③ 黒字決算と経営承継を支援します。



■かみす社協ニュースは皆様から寄せられた会費を使用して発行しています

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少、失業された方へ

■生活福祉資金の特例貸付 申込締切が令和3年11月末まで延長されました

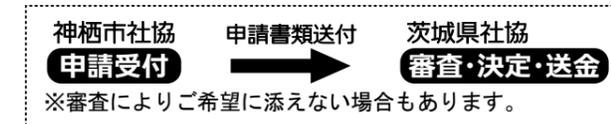
茨城県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等によって収入が減少した世帯や失業等された世帯を対象に当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金の特例貸付事業をおこなっています。

※この貸付は新型コロナウイルス感染症に起因する休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。特例貸付についての最新情報は茨城県社協もしくは本会のホームページを確認してください。

●緊急小口資金(無利子・20万円以内)

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯が対象となります

<生活福祉資金の申請から決定までの流れ>



<送金について>

緊急小口資金、総合支援資金ともに、茨城県社協で書類を受理してから概ね3週間程度を予定しています。

●総合支援資金(無利子・月額20万円以内)

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少や失業等された世帯が対象となります

【貸付上限額】	・2人以上世帯	月20万円
	・単身世帯	月15万円
【貸付期間】	原則3ヶ月以内	

●総合支援資金(再貸付)(無利子・月額20万円以内・原則3ヶ月以内)

【貸付対象】
・既に緊急小口資金、総合支援資金の貸付が終了してもなお、新型コロナウイルスの影響による減収や休業、失業等により、現在生活困窮状況にあること。

■住居確保給付金

住居確保給付金は離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方へ一定期間(原則3ヶ月)家賃相当額(単身世帯上限34,000円~5人世帯上限44,000円)を支給(神栖市から不動産業者などの口座へ直接振込)すると同時に、神栖市社協(自立相談支援機関)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けて支援します。 ※住居確保給付金の最終審査は神栖市福祉事務所が行います。

住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3ヶ月間に限り再支給することができます。再支給の申請期間は令和3年11月末までとなります。

★主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄
離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	はい □
世帯全体の月の収入と金融資産が右記の金額以下ですか？ ※給与収入の場合、社会保険料等が天引きされる前の事業主が支給する総支給額(交通費支給額は除く)となります。 世帯にお子さんがいる場合は、児童手当、児童扶養手当など世帯収入に含まれます。	はい □
上記の状態になる前に世帯生計を主として維持していましたか？(申請は生計中心者が減収していることが必要です)	はい □
求職活動は行っていますか？(支給決定後、毎月1回求職活動状況報告書の提出が必要となります)	はい □

・感染症拡大防止のため、申請書類は郵送での受け付けとなります。記入方法がわからないなど、窓口での申請を希望される場合は、必ず予約の連絡をお願いします(対応は9時~15時、土・日・祝日を除く)。

■問合せ・申請窓口：神栖市社協 神栖本所(溝口1746-1 保健・福社会館2階) 電話 0299-93-0294

白十字総合病院

健診センター併設

〒314-0134 神栖市賀2148
TEL (0299) 92-3311
FAX (0299) 93-4797



予防・医療・看護、そして福祉。いつも暖かいおもてなしの心を忘れず、笑顔で地域の皆様をお迎えします。



神栖法律事務所

茨城県弁護士会所属
安重 洋介
弁護士
宇都宮 諒
弁護士

〒314-0143 神栖市神栖1-4-10 セントラルビル103号
0299-95-9222

<http://www.kamisu-law.com/>
ご相談は平日9時から18時まで受け付けています



神栖法律事務所 検索